

<別紙1> 重要事項説明書

介護老人保健施設 おおやけの里のご案内

1 施設の概要 (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 おおやけの里
- ・開設年月日 平成 12 年 1 月 18 日
- ・所在地 京都市山科区大宅向山 10 番 5
- ・電話番号 075 (575) 4111 ・ファックス番号 075 (575) 4114
- ・施設長名 谷脇 雅史
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2654180021 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただきたい上でご利用ください。

[介護老人保健施設 おおやけの里の綱領]

一般社団法人 愛生会 介護老人保健施設 おおやけの里は、公益法人としての設立趣旨にのっとり、山科地区の中核施設として、地域住民の福祉と医療を守るために、すべての職員の行動の基準として以下の綱領を定める。

- 1 利用者の生活と療養指導に、誠意と愛情をもって最善の努力をはらわなければならない。
- 2 利用者の信頼を高める努力を続けるとともに、療養記録の整備と保管に努め、業務上知り得た秘密を守らなければならない。
- 3 思いやりのある温かい看護・介護を維持発展させるため、たゆみない看護・介護の研究と技術の習練に努め、常に資質の向上を図らなければならない。
- 4 施設の持つ社会的任務を自覚し、その管理運営を堅実に行なわなければならない。
- 5 利用者に対して家庭生活への復帰や、円滑な日常生活を援助するため努めなければならない。
- 6 施設内における看護・介護・リハビリテーションにとどまらず、介護保険制度下での地域の介護システムにおける位置づけを認識し、ほかの施設や福祉機関と協力して利用者への市区町村の支援事業・在宅医療・訪問看護およびリハビリテーション・訪問介護・在宅介護の支援の面にも積極的に参加し、地域住民の健康増進と生活の質の向上に努めなければならない。

7 全国的、さらに国際的な視野に立って医療および福祉の動向を知り、その一翼を担うものとして行動するとともに、地球環境の保全に努めなければならない。

(3) 施設の職員体制

職種	厚生労働省令基準	職員定数
医師（管理者）	1.5人以上	1.5人以上
薬剤師	0.5人	0.7人以上
看護職員	14.3人程度	15人以上
介護職員	35.7人程度	40人以上
支援相談員	1.5人以上	2人以上
理学療法士又は 作業療法士	1.5人以上	3人以上
管理栄養士	1.5人	1.5人以上
介護支援専門員	2人	2人以上
調理員	業務委託	11人以上
管理職員	適当数	7人以上
管理当直員		
運転手		

(4) 入所定員

- ・定員 150名
- ・療養室 個室 18室、2人室 14室、4人室 26室

※個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

(5) 通所定員 38名

2 サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事：朝食 8時00分より 昼食 12時00分より 夕食 18時00分より

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
 - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑨ 理美容サービス（月2回実施、別途料金をいただきます。）
 - ⑩ 行政手続代行
 - ⑪ その他
- ※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいているので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

名 称 (一社)愛生会山科病院

住 所 京都市山科区竹鼻四丁野町 19番地の 4

- ・協力歯科医療機関 (1) 名 称 三井歯科 住 所 京都市山科区大塚北溝町 45-2

- ・協力歯科医療機関 (2) 名 称 かねだ歯科医院

住 所 京都市山科区音羽野田町 15-2

◇ 他施設の紹介 当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会時間は9時から17時まで、来訪者は面会時間を遵守し、来所時には必ず面会簿に記入してください。

- ・外出・外泊

外出及び外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出してください。

- ・飲酒・喫煙

飲酒及び喫煙は一切出来ません。

- ・設備・備品の利用

施設内の居室、設備及び器具は、本来の用法に従ってご利用ください。

- ・金銭等貴重品の管理 施設内への貴重品・金銭の持ち込みはご遠慮下さい。やむを得ず貴重品・金銭などを持ち込まれる場合は自己責任の下で管理してください。貴重品などの預かりの場合は、事務所にご相談ください。

- ・外泊時等の施設外での受診

- ・宗教活動 施設内での他の入居者に対する宗教活動はご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

5 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー設備、消火器、消火栓、非常警報設備、誘導灯、自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、防火扉、火災通報装置
- ・防災総合訓練 年 2回（昼間・夜間を想定し各 1回）

6 禁止事項 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 075- 575- 4113<直通>）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

<当施設以外の相談窓口>

京都市各区役所 保険福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課

山科区役所 075-592-3290

伏見区役所醍醐支所 075-571-6471

伏見区役所 075-611-2278

伏見区役所深草支所 075-642-3603

東山区役所 075-561-9187

北区役所 075-432-1364

上京区役所 075-441-5106

左京区役所 075-702-1069

中京区役所 075-812-2566

下京区役所 075-371-7228

南区役所 075-681-3296

宇治市役所 健康長寿部 介護保険課 0774-22-3141（代表）

大津市役所 事業所・施設整備室 077-528-2738

京都府国民保険団体連合会 075-354-9090

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。